

第3号様式(2)

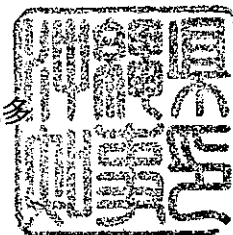
施工体制確認型総合評価方式（簡易型・共同企業体発注）

沖縄県土木建築部一般競争入札公告第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成23年1月27日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



1 工事概要

- (1) 工事名 那覇浄化センター汚泥脱水電気設備工事 E10
- (2) 工事場所 沖縄県那覇市西地内
- (3) 工事内容 那覇浄化センターの汚泥脱水設備に関する一切の電気設備工事を行う。
- (4) 工期 340日間

- (5) 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

- (6) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (7) 本工事は、入札手続き（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。

2 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の結成にあたっての要件

- (1) 2社共同企業体とする。
- (2) 自主結成方式とする。
- (3) 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- (5) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

3 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1) 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法に定める特定建設業又は建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成21・22年度建設業者格付名簿（以下「平成21・22年度建設業者格付名簿」という。）又は登録名簿に電気工事業として登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。）。

ただし、平成21・22年度建設業者格付名簿に電気工事業の経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）として登録されている者及びその構成員は参加できない。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 建設業法第27条23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

オ 施工計画が適正であること。

カ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。

キ 原則として、上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ク 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

ケ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(2) 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、平成21・22年度建設業者登録名簿に電気工事業として登録されている者。

イ 平成7年4月1日から申請書及び確認資料の提出期限日までに、下記の(ア)に掲げる工事を元請けとして施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。

特定JVの構成員としての実績は、代表者の場合のものに限る。経常JVの施工実績も対象とするが、経常JVの代表者の場合に限る。

なお、当該実績が入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、工事成績

評定点が入札説明書に示す点数未満のものを実績と認めず、競争参加資格がないものとする。

(ア) 国内における工事で、処理能力（全体計画）が日最大33,000m³/日以上 of 下水道終末処理場に係る電気設備工事。

ウ 次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

当該工事現場の専任期間は、平成23年8月15日から工事完成の日までを予定する。

(ア) 資格の詳細については入札説明書を参照。

(イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ウ) 配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

エ 流域下水道の全処理区（那覇市、浦添市、豊見城市、南風原町、南城市、与那原町、西原町、中城村、宜野湾市、沖縄市、北谷町、嘉手納町、読谷村、北中城村、うるま市）内のうち、いずれかに建設業法に基づく営業所がある者。

オ 申請期限日現在の電気工事の経営事項審査で直近の総合評定値が、1,000点以上ある者で、経営事項審査結果通知書が有効期限内にある者とする。

カ 本工事で使用する主要機器を自社工場で製作実績のある者とする。

(3) 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 建設業法に定める建設業の許可を受けた者であつて、平成21・22年度建設業者格付名簿に電気工事業のA等級として登録されている者。

イ 次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

(ア) 資格の詳細については入札説明書を参照。

(イ) 配置予定の主任技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

ウ 那覇処理区（那覇市、豊見城市、南風原町※浦添市を除く）又は西原処理区（南城市、与那原町、西原町、中城村）内のうち、いずれかに建設業法に基づく本店がある者。

エ 申請期限日現在の経営事項審査結果通知書が有効期限内にある者とする。

4 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。

- ・企業の技術力を評価する。
- ・施工体制（品質確保のための体制、施工体制の確保状況）を評価する。

(2) 総合評価の方法

ア 基礎点

競争参加資格が認められた者には、基礎点として100点を与える。

イ 加算点

技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点に換算する。なお、加算点の最高点は50点とする。

ウ 施工体制評価点

施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

エ 総合評価

価格及び技術資料に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内で、沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領（以下「低入札調査要領」という。）に基づく失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）以上の入札参加者についてア、イ及びウにより得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者で低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）に満たない者（以下「低価格入札者」という）については、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として開札後速やかにヒアリングを実施する。ただし、当該価格が失格基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行が行われないと判断し、ヒアリングを実施せず失格とする。

(4) 落札者の決定方法

入札後、落札者の決定は、保留する。次のアからウの要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を一般競争入札参加資格委員会の審議を経て、決定する。その結果は全入札参加者に通知する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ失格基準価格以上であること。

イ 評価値が基礎点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

ウ 提出された施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。

(5) 評価内容の担保

施工計画に対する技術的所見に記載された内容を履行することについては、契約書に記載するものとする。受注者の責により評価された内容が履行できない場合は、工事完了時において工事成績評定を減じる措置を行う。

5 入札手続等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成23年1月27日（木）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】 <https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

ウ 問い合わせ先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県土木建築部 土木企画課 建設業指導契約班

電話番号 098-866-2384

(2) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア 提出期間：平成23年1月27日（木）から平成23年2月9日（水）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所：沖縄県那覇市旭町116-37（南部合同庁舎9階）

沖縄県土木建築部 下水道建設事務所 設備班

電話番号 098-868-3484

ウ 提出方法：原則として、持参によるものとする。

なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても申請書（別記様式1-1のみでよい）を提出すること。

エ 提出部数：2部

(3) 共同企業体資格申請書の提出

本工事の入札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出しなければならない。

ア 提出期間：上記5(2)に同じ

イ 提出場所：同上

ウ 提出部数：1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成23年3月10日（木） 午前9時

入札書提出締切日時：平成23年3月11日（金） 午後1時

イ 持参による場合

持参日時：平成23年3月14日（月） 午後1時30分

持参場所：沖縄県土木建築部第1入札室（県庁11階）

※競争参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成23年3月14日（月）午後1時40分

電子入札システムにより開札

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

(3) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

調査を実施する。

(4) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(5) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、当該監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める。

(6) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(7) 問い合わせ先

ア 入札及び契約関係：〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県土木建築部 土木企画課 建設業指導契約班

電話番号 098-866-2384

イ 応募調書資料関係：〒900-0029

沖縄県那覇市旭町116-37(南部合同庁舎9階)

沖縄県土木建築部 下水道建設事務所 設備班

電話番号 098-868-3484

ウ 設計図書関係：〒900-0029

沖縄県那覇市旭町116-37(南部合同庁舎9階)

沖縄県土木建築部 下水道建設事務所 設備班

電話番号 098-868-3484

(8) 詳細は入札説明書による。

7 この公告に掲げる案件は、平成23年2月議会において、当該工事の繰越承認が得られない場合には、延期又は中止することがある。

第4号様式(1)

(施工体制確認型総合評価方式(簡易型・共同企業体発注))

入札説明書

沖縄県土木建築部一般競争入札公告第87号の「那覇浄化センター汚泥脱水電気設備工事E10」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 工事概要

- (1) 工事名 那覇浄化センター汚泥脱水電気設備工事 E10
(電子入札対象工事)
- (2) 工事場所 沖縄県那覇市西地内
- (3) 工事内容 那覇浄化センターの汚泥脱水設備に関する一切の電気設備工事を行う。
(別冊図面及び別冊仕様書のとおり。)
- (4) 工期 340日間

2 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の結成にあたっての要件

- (1) 2社共同企業体とする。
- (2) 自主結成方式とする。
- (3) 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- (5) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

3 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。
 - ア 地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法に定める特定建設業又は建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成21・22年度建設業者格付名簿(以下「平成21・22年度建設業者格付名簿」という。)又は登録名簿に電気工事業として登録されている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。)
 - ただし、平成21・22年度建設業者格付名簿に電気工事業の経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)として登録されている者及びその構成員は参加できない。
 - ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(上記イの再認定を受けた者を除く。)でないこ

と。

エ 建設業法第27条23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

オ 施工計画が適正であること。

カ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。

キ 原則として、上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、5(1)に示す設計業務等の受託者との関係がある場合は、出資状況等の確認ができる資料を添付すること。

ク 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
ケ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(2) 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項は次のとおりである。

ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、平成21・22年度建設業者登録名簿に電気工事業として登録されている者。

イ 平成7年4月1日から申請書及び確認資料の提出期限日までに、下記の(ア)に掲げる工事を元請けとして施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。

特定JVの構成員としての実績は、代表者の場合のものに限る。経常JVの施工実績も対象とするが、経常JVの代表者の場合に限る。

当該施工実績が、平成16年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注した工事に係る実績である場合は、その工事成績評定通知書を添付すること。工事成績評定点が65点未満のものは実績と認めず、競争参加資格がないものとする。

なお、土木建築部とは、宮古・八重山支庁土木建築課（現土木建築部宮古・八重山土木事務所）及び八重山支庁新石垣空港建設課（現土木建築部新石垣空港建設事務所）を含む。

（以下「土木建築部」とは宮古・八重山支庁土木建築課（現土木建築部宮古・八重山土木事務所）及び八重山支庁新石垣空港建設課（現土木建築部新石垣空港建設事務所）を含む

ものとする。)

(ア) 国内における工事で、処理能力(全体計画)が日最大33,000m³/日以上 of 下水道終末処理場に係る電気設備工事。

ウ 次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

その際、工場製作時における専任の監理技術者は、必ずしも工事現場での監理技術者と同一である必要はない。また、同一工場内で他の同種工事に関する製作と一元的な管理体制のもとで行われている場合については、必ず専任であることを要しない。

当該工事現場の専任期間は、平成23年8月15日から工事完成の日までを予定する。

(ア) 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

a 技術士(電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門とするものに限る。))の資格を有する者。

b これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

(イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ウ) 配置予定の監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。申請日以前に3か月以上の雇用があることを証明するため、健康保険被保険者証等の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

健康保険被保険証は社会保険事務所発行(オレンジ色)ではなく、全国健康保険協会発行(水色)に更新した保険証の写しを添付すること。

エ 流域下水道の全処理区(那覇市、浦添市、豊見城市、南風原町、南城市、与那原町、西原町、中城村、宜野湾市、沖縄市、北谷町、嘉手納町、読谷村、北中城村、うるま市)内のうち、いずれかに建設業法に基づく営業所がある者。

オ 申請期限日現在の電気工事の経営事項審査で直近の総合評定値が、1,000点以上ある者で、経営事項審査結果通知書が有効期間内にある者とする。

カ 本工事で使用する主要機器を自社工場で製作実績のある者。

※主要機器とは、工事数量書に記載する機器を示す。

(3) 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 建設業法に定める建設業の許可を受けた者であつて、平成21・22年度建設業者格付名簿に電気工事業のA等級として登録されている者。

イ 次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

(ア) 1級又は2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお「これと同等以上の資格を有する者」とは、建設業法第7条第2号に該当する者をいう。

(イ) 配置予定の主任技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係(申請日以前に3か月以上の雇用があること)を証明するため、健康保険被保険者証等の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添付すること。その明示がなされない場合は

入札に参加できないことがある。

健康保険被保険証は社会保険事務所発行(オレンジ色)ではなく、全国健康保険協会発行(水色)に更新した保険証の写しを添付すること。

ウ 那覇処理区(那覇市、豊見城市、南風原町※浦添市を除く)又は西原処理区(南城市、与那原町、西原町、中城村)内のうち、いずれかに建設業法に基づく本店がある者。

エ 申請期限日現在の電気工事の経営事項審査結果通知書が有効期間内にある者とする。

4 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

ア 評価項目(企業の技術力及び施工体制を評価する)

(ア) 施工計画

a 施工上の課題に対する技術的所見

本工事には「汚泥処理における品質確保のため、現地試験確認時に配慮すべき具体的事項について」に対する課題があり、これに対する対応策を具体的に記載すること。

(イ) 企業の施工実績

同種工事の施工実績、工事成績、優良建設業者表彰、工事事務の有無、企業の手持ち工事量

(ウ) 配置予定技術者の能力

資格、同種工事の施工実績、優良技術者表彰、継続教育(CPD)の状況

(エ) 地域精通度 地域貢献度

ボランティア活動による地域貢献の実績

(オ) 施工体制

品質確保の実効性、施工体制確保の確実性

イ 評価基準及び得点配分

(ア) 施工計画について(加算点)

評価の視点	評価基準	点数	配点
発注者が指定した施工上の課題への対応的確性(課題:汚泥処理における品質確保のため、現地試験確認時に配慮すべき具体的事項について) ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて的確に図られ、優れた工夫が見られる。	20.0	/20.0
	課題への対応が現地の環境条件を踏まえて的確に図られ、工夫が見られる。	10.0	
	課題への対応が現地の環境条件を踏まえておりの確。	0.0	

a 施工計画

◇施工計画の評価にあたっては、他機関及び他工事との調整が必要となる施工計画の提案は評価しない。

(イ) 企業の施工実績について(加算点)

評価の視点	評価基準	点数	配点
過去15年間の同種工事の施工実績	同種工事で、国又は沖縄県の実績あり (※1)、(※2)	10.0	/10.0
	同種工事で、県内市町村の実績あり (※3)	7.0	
	同種工事で、県外自治体の実績あり	3.0	

	同種工事で、その他の実績あり	0.0	
沖縄県土木建築部での過去5年間の同種工事における工事成績の平均点	80点以上	20.0	/20.0
	75点以上 80点未満	15.0	
	70点以上 75点未満	10.0	
	65点以上 70点未満	5.0	
	65点未満又は実績なし	0.0	
過去3年間の優良工事表彰の有無	国、又は県知事表彰の実績あり (※1)	5.0	/5.0
	県土木建築部又は県内市町村表彰の実績あり	3.0	
	県外自治体表彰の実績あり	2.0	
	なし	0.0	
過去1年間における事故状況	事故なし	0.0	/0.0
	事故あり	-10.0	
手持ち工事量 当該年度受注額÷過去5年間の平均受注額=手持ち工事量比率	手持ち工事量比率<0.25	15.0	/15.0
	0.25≤手持ち工事量比率<0.75	10.0	
	0.75≤手持ち工事量比率<1.25	5.0	
	1.25≤手持ち工事量比率	0.0	

a 企業の施工実績

- ◇施工実績は、特定JVの代表者の施工実績を評価の対象とする。特定JVの代表者を評価する場合は、過去に受注した特定JVの構成員としての施工実績は代表者のみを評価の対象とし、過去に受注した経常JVの構成員としての施工実績は、経常JVの代表者のみを評価の対象とする。
- ◇(※1)「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。
- ◇(※2)「沖縄県」には、その外郭団体を含む。
- ◇(※3)「県内市町村」には、その外郭団体を含む。
- ◇当該施工実績が、平成16年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注工事に係る実績の場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。65点未満の場合は、実績と認められず、競争参加資格がないものとする。
- ◇同種工事の施工実績1件で評価する。
- ◇実績期間の過去15年度間とは、平成7年4月1日から申請書等の提出期限日までとする。

b 工事成績

- ◇工事成績は、特定JVの代表者の工事成績を評価の対象とする。特定JVの代表者の工事成績を評価する場合、過去に受注した特定JVの工事成績は、各構成員の工事成績として取り扱い、過去に受注した経常JVの工事成績は、各構成員の工事成績として取り扱う。
- ◇沖縄県土木建築部の発注した同種工事に係る工事成績を対象とする。
- ◇過去5年間とは当該年度を含まない直近の5年度間とする。
- ◇実績無しとは、過去5年間で沖縄県土木建築部内の施工実績がないもの、及び成績評定がされていないものをいう。
- ◇同種工事において、平均点を求めるものとする。成績点の平均点は、少数点第2位を四捨五入し、少数点第1位止めとする。

$$\text{過去5年間の平均点} = \frac{\text{過去5年間の完成工事の評点合計}}{\text{過去5年間の完成工事の件数}}$$

c 優良工事表彰

- ◇特定JVの優良工事表彰を評価する場合は、特定JVの代表者の表彰を評価の対象とする。特定JVの代表者の優良工事表彰を評価する場合、過去に受注した特定JVの受賞実績は各構成員の実績として取り

扱う。

- ◇(※1)「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。
- ◇評価対象は、国(特殊法人等を含む)、沖縄県及び県内市町村、県外自治体における優良建設業者表彰(優良建設業者及び優良技術者)とする。
- ◇過去3年間とは当該年度を含まない直近の3年度間とする。
- ◇優良建設工事表彰の対象は、部門別(電気工事)とする。
- ◇受賞した企業が評価対象期間(3年間)内に表彰を受けた発注機関から指名停止を受けた場合、指名停止日以前の受賞は評価対象としない(受賞に対する評価取り消しとする)。指名停止日以降の受賞は評価対象とする。

d 安全管理の状況(工事事故)

- ◇特定JVの工事事故を評価する場合は、特定JVの代表者の工事事故を評価の対象とする。特定JVの代表者の工事事故を評価する場合、過去の特定JVの工事事故は、各構成員の工事事故として取り扱い、過去の経常JVの工事事故についても各構成員の工事事故として取り扱う。
- ◇事故ありとは、県内での工事事故(ただし、民間工事及び米軍工事は除く)で、発注機関より指名停止があったものをいう。
- ◇過去1年間とは、申請書及び確認資料の提出期限日から起算する。

e 手持ちの工事量

- ◇特定JVの工事量を評価する場合は、特定JVの代表者の手持ち工事量比率の平均値を評価の対象とする。
- ◇手持ちの工事量比率については、下記の算出法により算出する。
 - ・当該年度受注額÷過去5年間の平均受注額=手持ち工事量比率
- ◇算出に用いる工事実績については、沖縄県土木建築部の発注工事に限る。
- ◇過去5年間とは当該年度を含まない直近の5年度間とする。
- ◇当該年度とは申請期限日の7日前(申請期限日及び休日含む)までとする。
- ◇JVの受注額は請負額に出資比率を乗じた額とする。

(ウ) 配置予定技術者の能力について(加算点)

評価の視点	評価基準	点数	配点
監理技術者の保有する資格	1級電気工事施工管理技士(3年以上)、技術士	5.0	/5.0
	1級電気工事施工管理技士(3年未満)	0.0	
過去15年間の同種工事の施工経験	役職経験有り・同種工事で、国、又は沖縄県の実績あり(※1)(※2)	10.0	/10.0
	役職経験無し・同種工事で、国、又は沖縄県の実績あり(※1)(※2)	7.0	
	役職経験有り・同種工事で、県内市町村の実績あり(※3)		
	その他の実績あり	3.0	
	実績なし	0.0	
過去3年間の優良技術者表彰	国、又は県知事表彰の実績あり(※1)	5.0	/5.0
	県土木建築部又は県内市町村の表彰実績あり	3.0	
	県外自治体の表彰実績あり	2.0	
	なし	0.0	
過去1年間、又は過去1年度間の継続教育(CPD)単位取得状況	推奨単位以上	5.0	/5.0
	推奨単位未満	0.0	

a 配置予定技術者の能力

- ◇配置予定技術者の能力を評価する場合は、特定JVの代表者の配置予定技術者を評価の対象とする。
- ◇(※1)「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。
- ◇(※2)「沖縄県」には、その外郭団体を含む。
- ◇(※3)「県内市町村」には、その外郭団体を含む。
- ◇当該施工経験に係る工事が、平成16年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注工事である場合は、工事成績評定通知書の写しを添付すること。6.5点未満の場合は、経験と認められない。
- ◇当該工事現場に専任で配置する監理技術者で評価する。
- ◇当該工事現場に複数の配置予定技術者の場合は、資格に関する総合評価方式の評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者に得点を与え、評価する。
- ◇当該施工経験は、その技術者が現在属している企業又は過去に属した企業での経験を対象とする。
- ◇当該施工経験に係る工事が、共同企業体として関わった工事である場合は、その出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- ◇建設業法第26条に該当する技術者であること。
- ◇同種工事の施工経験は1件で評価する。
- ◇実績期間の15年間とは、平成7年4月1日から申請書等の提出期限日までとする。
- ◇役職経験有りとは、監理技術者、主任技術者、現場代理人での工事実績を有する場合をいう。

b 優良技術者表彰

- ◇優良技術者表彰を評価する場合は、特定JVの代表者の配置予定技術者を評価の対象とする。特定JVの代表者の優良技術者表彰を評価する場合、過去に表彰された特定JVの受賞実績は、各構成員の実績として取り扱う。また、過去に表彰された経常JVの受賞実績も経常JVの各構成員の実績として取り扱う。
- ◇(※1)「国」には、特殊法人、認可法人、独立行政法人を含む。
- ◇評価対象は、国(特殊法人等を含む。)、沖縄県及び県内市町村、県外自治体における優良建設業者表彰(優良建設業者及び優良技術者)とする。
- ◇優良技術者表彰は、表彰を受けた本人が当該工事の配置予定技術者(監理技術者等)として登録された場合に評価する。
- ◇過去3年間とは当該年度を含まない直近の3年度間とする。
- ◇優良技術者表彰の対象は、部門別(電気工事)とする。
- ◇優良技術者表彰を受賞した時に雇用関係にある企業が評価対象期間(3年間)内に表彰を受けた発注機関から指名停止を受けた場合、指名停止日以前の受賞は評価対象としない(受賞に対する評価取り消しとする)。指名停止日以降の受賞は評価対象とする。

c 継続教育(CPD)の状況

- ◇「建設系CPD協議会」の加盟団体のうち、単位取得証明を発行している団体の証明書において証明書を発行した団体が推奨している年間単位(ユニット等)を満足している者を評価する。
- ◇「年間」発行の単位取得証明書は、当該工事の技術資料提出期限日から過去1年間を対象としたものとする。
- ◇「年度」発行の単位取得証明書は、過去1年度間を対象としたものとする。

(エ) 地域精通度 地域貢献度 (加算点)

評価の視点	評価基準	点数	配点
過去1年間のボランティア活動の実績	活動実績有り	5.0	/5.0
	活動実績なし	0	

a ボランティア活動による地域貢献の実績

- ◇ボランティア活動の実績を評価する場合は、特定JVの代表者の実績を評価の対象とする。
- ◇沖縄県内でのボランティア実績を対象とする。
- ◇参加が確認できないものについては、実績と認めない。
- ◇過去1年間における県内の社会資本（道路、河川、護岸、公園及び自然海岸、その他）を対象に、除草・清掃、調査、その他の社会資本の維持管理に関するボランティア活動で、公益性が認められるものを評価対象とする。
- ◇評価の対象例について以下に示す。
 - ・クリーンアップキャンペーン
 - ・災害ボランティア
 - ・ボランティアサポートプログラム
- ◇ボランティアグループ等に対する寄付については実績に含めない。
- ◇過去1年間とは当該年度を含まない直近の1年度間とする。

(オ) 施工体制（施工体制評価点）

評価内容	評価基準	点数	配点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための適切な体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5.0	
	上記以外	0.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	上記以外	0.0	

◇施工体制評価点は、上記(オ)の評価基準に基づき、優/15点、可/5点、不可/0点の3段階で評価する。なお、入札参加者の申込みに係る価格が失格基準価格以上低入札調査基準価格未満の場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、審査を厳格に行う。

(2) 総合評価の方法

競争参加資格が認められた者に以下の点数を与える。

ア 基礎点

競争参加資格を認められた者に基礎点として100点を与える。

イ 加算点

加算点〔上記 4 (1) イ(ア)～(エ)〕の算定方法は次のとおり。

貴社の合計得点

$$\text{加算点} = \text{評価点}(50\text{点}) \times \frac{\text{貴社の合計得点}}{\text{設定総得点(満点)}}$$

設定総得点(満点)

評価点：総合評価方式の種別ごとに定められた点数（簡易型：50点）

ウ 施工体制評価点

(ア) 審査

適切な施工体制を確保するため、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査する。施工体制の評価項目の審査は、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、失格基準価格以上低入札調査基準価格未満で入札を行った者について、開札後、速やかに審査を実施する。施工体制評価点は、上記4(1)イ(ウ)の評価基準に基づき、優/15点、可/5点、不可/0点を与える。施工体制評価点の最高点は、30点（品質確保の確実性15点、施工体制の確保の確実性15点）とする。なお、入札参加者の申込みに係る価格がbの場合は審査を厳格に行い、cの場合は審査を実施せず失格とする。

a 低入札調査基準価格以上の入札の場合、審査を実施しない。

b 失格基準価格以上低入札調査基準価格未満の場合

下請業者における赤字の発生及び工事成績評価点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがあることから、審査を厳格に行う。

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接工事費＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×60%）

（ただし、低入札調査基準価格が予定価格の10分の9を超える場合は予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格の10分の7に満たない場合は予定価格に10分の7を乗じた額とする。）

c 失格基準価格未満の入札の場合

契約の内容に適合した履行が行われないと判断し、審査を実施せず、失格とする。

失格基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接工事費×75%＋共通仮設費×70%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%）

※沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領

別表第1

下水道プラント工事の場合

項目名	左に含む項目
直接工事費の額	直接工事費、機器費、処分費
共通仮設費の額	共通仮設費
現場管理費の額	現場管理費、設計技術費、据付間接費

(イ) 評価

入札書、ヒアリング、追加資料及び工事費内訳書等をもとに、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件を現実確実性の向上につながるかの審査を行う。入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。

評価項目毎に3段階で評価する。（優15点/可5点/不可0点）

(ウ) 施工体制評価項目

施工体制評価項目は以下のとおりとする。

a 品質確保の実効性

b 施工体制確保の確実性

(エ) 技術提案（施工計画）の実施に係る確実性（基礎点及び加算点の見直し）

施工体制が十分確保されないということは、企業の信頼度が低下していることから、企業の基礎技術力等（加算点）についても施工体制評価点の獲得割合に応じて減点する。なお、施工体制評価点が0点の場合は、基礎点も0点とする。

エ 総合評価

価格及び技術資料に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、ア、イ及びウにより得られる基礎点と加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

入札後、落札者の決定は、保留する。次のアからウの要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじをひかせて落札候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を一般競争入札参加資格委員会の審議を経て決定する。その結果は全入札参加者に通知する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上であること。

イ 評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

ウ 提出された施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。

(4) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格に満たない者（以下「低価格入札者」という。）については、どのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後、速やかに、ヒアリングを実施する。低価格入札者で失格基準価格以上の入札を行った者は、事情聴取に協力しなければならない。なお、低入札調査基準価格以上の者についてはヒアリングを実施しない。

ア ヒアリング日時：平成23年3月17日（木）

イ ヒアリング場所：〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37番地

沖縄県南部合同庁舎 沖縄県土木建築部 下水道建設事務所9階
電話番号 098-868-3484

ウ 資料の提出：入札参加者のうち、その申込みに係る価格が低入札調査要領に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料を求める。なお、提出すべき様式及び添付資料は沖縄県土木建築部技術管理課のホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/gijutsu/index2.htm>) の「公共工事の品質確保」→「総合評価方式関係様式」→「2）施工体制確認型総合評価方式の追加資料様式」において確認すること。

エ 追加資料提出の連絡：9(3)の開札の後、平成23年3月14日（月）午後5時（予定）までに対象業者あてに連絡する。

オ 追加資料の提出期限：平成23年3月16日（水）までとする。

なお、一度提出した追加資料等の修正及び再提出は認めない。
また、提出期限日を過ぎた追加資料は受け付けない。

カ 追加資料の提出先：〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37番地
沖縄県南部合同庁舎 沖縄県土木建築部 下水道建設事務所9階
電話番号 098-868-3484

キ 追加資料の提出方法：提出先へ直接持参するものとし、電送（メール及びファクシミリ）による提出は認めない。

ク その他：入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大2名以内とする。

追加資料の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合及び配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(5) 評価内容の担保

施工上の課題（別記様式4-2）に対する技術的所見に記載された内容を履行することについては、契約書に記載するものとする。受注者の責により評価された内容が履行できない場合は、工事完了時において工事成績評定を減じることとし、未実施の評価項目ごとに1点～2点減じる。

ア 施工上の課題に関する事項（1～2点）

(6) その他 追加資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

5 設計業務等の受託者等

(1) 3(1)キの「上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・(株)日水コン、(株)国建

(2) 3(1)キの「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 申請書及び確認資料の作成方法

(1) 申請書及び確認資料を提出する場合は、「別記様式10」を表紙とし、書類目次を記入するとともに、「別記様式1-1」を先頭に各書類に頁を付すこと。

また、添付書類は他様式と重複する場合でも添付を省略せず、各様式毎に添付すること。

(2) 申請書は、「別記様式1-1から別記様式1-3」により作成すること。

(3) 確認資料は、次に従い作成すること。

ア 施工実績（別記様式2）

(ア) 3(2)イに掲げる資格があることを判断できる施工実績について、別記様式2に工事名称及び工事概要等を記載すること。

- (イ) 記載する施工実績の件数は1件でよい。
 - (ウ) CORINS登録をしている場合は、竣工時カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術データ）の写しを添付すること。
 - (エ) CORINS登録をしていない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料を添付すること。
 - (オ) 当該施工実績が、平成16年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注工事に係る実績の場合は、その工事成績評定通知書の写しを添付すること。
なお、当該工事に係る工事成績評定通知書を紛失した場合は、工事成績評定通知書の発行部署にその写しを求めることとする。
- イ 配置予定技術者の経験（別記様式3）（別記様式3-1）
- (ア) 別記様式3に保有資格、継続教育(CPD)及び同種工事の施工経験を記入すること。
 - (イ) CORINSに登録している場合、竣工時カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術者一覧、技術データ）の写しを添付すること。
 - (ウ) CORINS登録をしていない場合は、契約書及び施工経験（実績）が証明できる資料の写しを添付すること。
 - (エ) 監理技術者資格者証の写し（裏表）及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。主任技術者の場合は、その資格が確認できる書類を添付すること。
 - (オ) 当該施工経験に係る工事が、平成16年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注工事である場合は、その工事成績評定通知書の写しを添付すること。
なお、当該工事に係る工事成績評定通知書を紛失した場合は、工事成績評定通知書の発行部署にその写しを求めることとする。
 - (カ) 3(2)ウに掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。
なお、配置予定技術者は、工事現場の技術者で評価するので、機器製作工場期間と工事現場施工期間に異なる配置技術者を予定する者は申請時に届け出ること。
工事現場の配置予定技術者として、複数の候補技術者の資格、工事の経験等を記載することもできる。ただし、この場合、資格に関する総合評価方式の評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者に得点を与え、評価する。
（当該工事現場の専任期間は平成23年8月15日から工事完成の日までを予定する。）
また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
 - (キ) 代表構成員以外の構成員の配置予定技術者は、別記様式3-1に保有する資格を記入すること
- ウ 施工計画（別記様式4-2）
- (ア) 施工計画として、施工上の課題に係わる技術的所見を別記様式4-2により記載すること。
 - (イ) 説明の補則として、図面等を添付してもよい。この場合、可能な限り1枚程度を提出する。

- (ウ) 施工計画を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する請負者の責任が、軽減されるものではない。
- (エ) 施工計画を作成するにあたっては、他機関及び他工事との調整が必要となる施工計画の提案は原則認めない。
- エ 安全管理の状況（別記様式6）
 - 過去1年間における受注工事の中で、沖縄県内での事故件数状況（記述方法任意）の有無について別記様式6に記入する。
 - 事故ありとは、県内での工事事故（ただし、民間工事及び米軍工事は除く）で、発注機関より指名停止があったものをいう。
 - 過去1年間とは、申請書及び確認資料の提出期限日から起算する。
- オ 工事成績・表彰（別記様式7）
 - (ア) 工事成績
 - a 沖縄県土木建築部での過去5年間の工事成績（記述方法任意）
なお、過去5年間とは当該年度を含まない直近の5年間とする。
 - b 年度、工事名を記入すること。
 - c 工事成績評定通知書の写しを添付すること。
 - d CORINSに登録している場合は、竣工時カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術データ）の写しを添付すること。
 - e CORINSに登録していない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料を添付すること。
 - (イ) 表彰
 - a 国（特殊法人等を含む）、沖縄県又は県内市町村、県外自治体での過去3年間の優良業者表彰及び優秀技術者表彰の受賞（平成18・19・20年度の完成工事で、表彰を平成19・20・21年度に受けたもの）の有無（記述方法任意）
 - b 工事名、表彰を受けた年度、表彰部門を記入すること。
 - c 記載した優良建設業者又は優良技術者に係る表彰状の写しを添付すること。
- カ 手持ちの工事量（別記様式8）
 - (ア) 当該年度を含まない直近の5年度間の沖縄県土木建築部の発注工事（平成17年4月1日から平成22年3月31日までに契約を締結した工事）及び当該年度（申請期限日の7日前（申請期限日及び休日含む）までに落札決定があった工事）の沖縄県土木建築部の発注工事について、別記様式8に工事件名、施工場所、契約金額、受注形態等を記入すること。
 - なお、債務負担行為に係る契約の特則のある工事については、請負代金の支払の限度額の属する年度を契約締結年度に読み替える。
 - (イ) 受注時工事カルテ又は竣工時工事カルテ受領書の写しを添付すること。
- キ ボランティア活動による地域貢献の実績（別記様式9）
 - (ア) 当該年度を含まない直近の1年度間におけるボランティア活動について、名称、実施年度、実施期間、当該企業からの参加人数、活動場所を別記様式9に記入すること。
 - (イ) ボランティア活動を証明できる資料（新聞記事、表彰状、証明書等）を合わせて提出すること。
- ク 主要機器調書（別記様式11）
 - (ア) 1（3）で使用する主要機器の自社工場での製作実績を記入する。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成23年3月1日(火)(予定)までに通知する。(電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。)

(5) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当者は、提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書及び確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。また、評価項目において評価対象としないことがある。

7 競争参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合(苦情申立て)

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限：競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。

イ 提出場所：沖縄県土木建築部 土木企画課 契約指導契約班

ウ 提出方法：書面(様式自由)を持参することにより提出すること。郵送又は電送(メールやファクシミリ)によるものは受け付けない。

(2) 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

8 入札説明書に対する質問及び回答

(1) 入札・契約手続きに関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県土木建築部 土木企画課 契約指導契約班
電話番号 098-866-2384

(2) 上記(1)以外に関すること。

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37番地
沖縄県南部合同庁舎 沖縄県土木建築部 下水道建設事務所9階
電話番号 098-868-3484

ア 提出期間：平成23年1月27日(木)から平成23年3月2日(水)まで。
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所：上記(2)に同じ

ウ 提出方法：持参によるものとする。

電子入札対象工事の場合でも、持参すること。

エ 回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間：回答日から平成23年3月11日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

閲覧場所：上記(2)において閲覧に供するほか、入札情報サービスに掲載する。【入札情報サービス】<https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

9 入札手続等

(1) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア 提出期間：平成23年1月27日（木）から平成23年2月9日（水）まで。
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所：沖縄県那覇市旭町116-37番地
沖縄県南部合同庁舎 沖縄県土木建築部 下水道建設事務所9階
電話番号 098-868-3484

ウ 提出方法：原則として、持参によるものとする。
なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても申請書（別記様式1-1のみでよい）を提出すること。

エ 提出部数：2部

(2) 共同企業体資格申請書の提出

本工事の入札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出しなければならない。

ア 提出期間：上記9(1)に同じ

イ 提出場所：同上

ウ 提出部数：1部

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成23年3月10日（木）午前9時

入札書提出締切日時：平成23年3月11日（金）午後1時

イ 持参による場合

持参日時：平成23年3月14日（月）午後1時30分

持参場所：沖縄県土木建築部 土木企画課 契約指導契約班

※競争参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成23年3月14日（月）午後1時40分

電子入札システムにより開札

10 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額

を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

11 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該工事の競争参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 次のいずれかに該当する場合については、入札保証金を納める必要はない。

(ア) 過去2か年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。

(イ) (ア)に該当する者以外の者で保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

エ イに該当する者以外の者については、競争参加資格確認結果通知日以降に土木建築部 土木企画課より連絡する。

オ イの(イ)で締結した入札保証保険契約の書面の提出日時については、競争参加資格確認結果通知日以降に土木建築部 土木企画課より連絡する。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

13 工事費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

(1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。

ただし、電子入札対象工事であり、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。

(2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

14 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が沖縄県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることができる。なお、落札者となるべき者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、低入札調査要領により調査を行うものとする。

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接工事費＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×60%）

（ただし、低入札調査基準価格が予定価格の10分の9を超える場合は予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格の10分の7に満たない場合は予定価格に10分の7を乗じた額とする。）

失格基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接工事費×75%＋共通仮設費×70%＋現場管理費×70%＋一般管理費×30%）

※沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領

別表第1

下水道プラント工事の場合

項目名	左に含む項目
直接工事費の額	直接工事費、機器費、処分費
共通仮設費の額	共通仮設費
現場管理費の額	現場管理費、設計技術費、据付間接費

15 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、3(2)ウに掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に3(2)ウに定める要件と同一の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様に職務を行うものとする。また、上記の技術者を求められた場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当者等に通知することとする。

17 支払条件

前金払 各会計年度出来高予定額の40%以内
中間前金払 「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく
部分払 「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数

18 火災保険の要否

要

19 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある場合（苦情申立て）

(1) 非落札者は、契約担当者に対して非落札理由について、次により説明を求めることができる。

- ア 提出期限：落札者決定の公表の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）とする。
- イ 提出場所：沖縄県土木建築部 土木企画課 契約指導契約班
- ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メール又はファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）までに説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

20 再苦情申立て

契約担当者からの7及び19の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

受付窓口： 沖縄県土木建築部土木企画課 建設業指導契約班

受付時間： 午前9時から午後5時まで。

イ 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所

沖縄県土木建築部土木企画課 建設業指導契約班

電話番号 098-866-2384

21 総合評価に関する事項

施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由により、施工計画に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

22 その他電子入札に関する事項は、沖縄県電子入札運用基準による。

23 その他

- (1) 落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、沖縄県土木建築部競争入札契約心得及び建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (4) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日及び12月29～1月3日を除く毎日、午前9時から午後5時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。
ホームページ <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先
沖縄県土木建築部 土木企画課 建設業指導契約班 電話098-866-2384 沖縄県電子入札ポータルサイト
<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>
 - ・ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得しているICカードの認証機関
- (8) 次のホームページにて「沖縄県電子入札運用基準」を掲載しているのでダウンロードして紙入札方式参加申請書の必要書類を入手すること。
 - ・ 沖縄県電子入札ポータルサイト
<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。この確認を怠った場合には、

以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 競争参加資格確認申請書受付票
- ・ 競争参加資格確認結果通知書
- ・ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 辞退届受付票
- ・ 日時変更通知書
- ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 入札書受付票
- ・ 入札締切通知書
- ・ 再入札通知書
- ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 落札者決定通知書
- ・ 決定通知書
- ・ 保留通知書
- ・ 取止め通知書

24 この公告に掲げる案件は、平成 23 年 2 月議会において、当該工事の繰越承認が得られない場合には、延期又は中止することがある。